

浜田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を作成したので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を浜田市産業経済部農林振興課、金城支所産業建設課、旭支所産業建設課、弥栄支所産業建設課及び三隅支所産業建設課において縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに本市へ意見書を提出することができます。

令和 7 年 3 月 5 日

浜田市長 久保田 章 市

1 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間

令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 19 日まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで

2 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所

浜田市役所	浜田市殿町 1 番地	産業経済部 農林振興課
金城支所	浜田市金城町下来原 1 7 1 番地	産業建設課
旭支所	浜田市旭町今市 6 3 7 番地	産業建設課
弥栄支所	浜田市弥栄町長安本郷 5 4 2 番地 1	産業建設課
三隅支所	浜田市三隅町三隅 1 4 3 4 番地	産業建設課

3 意見提出の際の留意事項

- (1) 期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。
- (2) 意見書は、日本語記載に限ります。また、電話での意見は受け付けられません。
- (3) 意見を提出する者が個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載してください。

4 提出された意見の取扱い

- (1) 提出された意見の内容は原則公開としますが、特定の個人が識別しうる情報、財産権等を害するおそれがある情報が記載されている等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
- (2) 意見書に対する個別の回答は行いません。地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。